

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、１９６７年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、１９７１年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として位置付けられ、歴代内閣もこれを堅持してきた。

また、我が国は被爆国として「核兵器のない世界」を希求し、１９９５年以降、毎年国連に核兵器廃絶決議案を提出してきた。さらに、国連の場においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、我が国及び地域の安定に一定の役割を果たしてきたものと考えられる。

しかしながら、現在、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴う非核三原則の見直しを懸念する声がある。核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものである。

広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないため、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない平和な世界」の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。

よって、本猪名川町議会は国に対し、非核三原則の堅持を強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月２５日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
法務大臣 様
総務大臣 様
外務大臣 様
防衛大臣 様

兵庫県川辺郡猪名川町議会 議長 丸山 純